

設置の趣旨等を記載した書類

滋賀県立大学大学院 人間看護学研究科

人間看護学専攻 博士前期課程

目 次

1	設置の趣旨および必要性	4
(1)	滋賀県立大学の沿革	4
(2)	看護職を取り巻く課題	4
(3)	滋賀県の保健医療の課題	5
(4)	設置の必要性	8
(5)	本専攻（博士課程）設置の意義	8
(6)	教育研究上の理念および教育目的	10
(7)	ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	10
2	博士前期課程と令和7年度開設の博士後期課程との関係	11
3	研究科・専攻等の名称および学位の名称	12
(1)	研究科の名称	12
(2)	専攻の名称	12
(3)	課程の名称	12
(4)	学位の名称	12
4	教育課程の編成の考え方および特色	12
(1)	教育課程の編成の考え方	12
(2)	教育課程の特色	13
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	15
(1)	教育方法	15
(2)	履修指導の方法	16
(3)	研究指導の方法	16
(4)	修了要件	17
(5)	論文の審査および最終試験	18
6	基礎となる学部との関係	21
(1)	本学人間看護学部の特色	21
(2)	人間看護学部と人間看護学研究科博士前期課程との関係	23
7	大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施	24
(1)	修業年限と長期履修	24
(2)	履修指導および研究指導の方法	24
(3)	授業の実施	24
(4)	教員の負担の程度	25
(5)	図書館、情報処理室等の利用方法および学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	25
(6)	入学者選抜の概要	26
(7)	大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況	26

8 取得可能な資格	26
9 入学者選抜の概要	27
(1) アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	27
(2) 募集人員および出願資格	28
(3) 入学者の選考・選抜方法	28
10 教育研究実施組織の編制の考え方および特色	28
(1) 教員組織の編制	28
(2) 教員の年齢構成	29
11 研究の実施についての考え方および体制、取り組み	29
(1) 产学連携センター	29
(2) 地域ひと・モノ・未来情報研究センター	30
(3) 地域交流看護実践研究センター	30
(4) 研究支援、教育研修体制	30
12 施設・設備の整備計画	30
(1) 大学院学生の研究室（自習室）等の考え方、整備計画	30
(2) 図書館	31
13 管理運営	31
(1) 教育研究評議会	31
(2) 人間看護学研究科会議	32
14 自己点検・評価	32
15 認証評価	33
16 情報の公表	33
(1) 大学の教育研究上の目的に関すること	33
(2) 教育研究上の基本組織に関すること	34
(3) 教員情報に関すること	34
(4) 入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること	34
(5) 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること	35
(6) 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること	35
(7) 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること	36
(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	36
(9) 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること	36
(10) 学位論文に係る評価に当たっての基準	37
(11) その他	37
17 教育内容等の改善のための組織的な研修等	37

1 設置の趣旨および必要性

(1) 滋賀県立大学の沿革

滋賀県立大学は、平成7年4月に滋賀県立短期大学（工業部、農業部、家政部、看護部）を改組し、看護部を除く3学部（工学部、環境科学部、人間文化学部）の総合大学として開学した。看護部は滋賀県立大学の併設短期大学として移行し、平成8年4月に滋賀県立大学看護短期大学部として開学した。その後、平成15年4月に人間看護学部として設置され、滋賀県立大学は4学部の総合大学となり、令和7年に開学30周年を迎えるところである。

人間看護学部の教育理念は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材を養成することにある。

本学部は令和4年に開設20周年を迎えたところであるが、学部卒業生は滋賀県内ののみならず国内外のあらゆる場において、看護のニーズに対応できる豊かな人間性を備えた看護職者、すなわち、看護師、専門看護師、訪問看護師、保健師、助産師、養護教諭、看護教員、青年海外協力隊員などとして、幅広く活躍している。

また、平成19年4月には、大学院人間看護学研究科修士課程を開設し、多様なニーズを持って生きる人々を深く理解し、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護職の育成を目指している。

この目的を達成するため、あらゆる人の生活の場への援助的介入を可能とする看護の共通基盤となる専門分野として基盤看護学部門（研究コース）、ライフステージ特有の問題・課題に対応する看護専門分野として生涯健康看護学部門（研究コース）、高度な実践能力をもち、指導的な役割を担える専門看護師を養成する高度実践看護学部門（専門看護師育成コース）を設置した。

さらに、少子・超高齢化や疾病構造の変化等により、看護職員に求められる能力が多様化している中、専門看護師育成コースでは、「慢性疾患看護専門看護師課程」に加え、平成31年4月から「在宅看護専門看護師課程」を設置した。また同年には、「助産師課程」の大学院化を進めるとともに、令和2年4月からは「養護教諭課程」専修免許取得を可能とするなど、地域のニーズを受け、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる看護職の育成に取り組んでいる。修士課程開設から17年が経過し、現在までに約100人の修了生を輩出しており、修了生は地域の様々な組織体のリーダーとして活躍している。

(2) 看護職を取り巻く課題

日本では、総人口および生産年齢人口の減少により世帯の家族構成や地域社会の関係性が変化している。また、複数の疾病や障害により健康問題は複雑化・長期化し、さらに経済格差による健康格差などによって国民の健康へのニーズは多様化している。そこで、厚生労働省は、令和7年を目指して、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の

もとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。このように、あらゆる療養の場で生活する人々を支え、高度化する医療に対応するために、看護職の看護実践力の強化をはじめ、教育力や研究力、チーム医療におけるマネジメント力やリーダーシップ力の育成が求められている。

さらに、複雑で多様化する国民の健康へのニーズに応えるとともに、高度化する医療に対応できる質の高い看護職を育成するため、看護基礎教育では看護専門学校から大学への移行が急激に進んでいる。看護系大学の現状を見ると、令和5年5月現在、看護系大学 283 大学（入学定員数 26,023 人）、大学院修士課程 206 大学（入学定員数 3,111 人）、大学院博士後期課程 114 大学（入学定員数 672 人）となっている。10 年前の平成 25 年度と比較すると、看護系大学 210 大学（入学定員数 17,779 人）、大学院修士課程 144 大学（入学定員数 2,474 人）、大学院博士後期課程 71 大学（入学定員数 519 人）から大幅に増加している【資料 1】。令和 6 年 4 月には滋賀県においても滋賀医科大学に医学系研究科（看護学専攻）博士後期課程が設置され、本研究科（人間看護学専攻）も令和 7 年 4 月に博士後期課程を開設する予定である。

しかし、一般社団法人日本看護系大学協議会および一般社団法人日本私立看護系大学協会が会員校 292 校を対象として令和 3 年に実施した「看護系大学（国公私立）教員数に関する調査結果」（2021）【資料 2】によると、回答した 203 校のうち 80.8%（164 校）が、過去 6 年間に当該年度の 4 月 1 日時点で教員定数を充足できなかつたと回答している。看護系大学数が増加している中で教員数は不足しており、教員の確保が課題となっている。

また、文部科学省高等教育局医学教育課調べ【資料 3】では、看護系大学の専任教員の構成年齢を平成 25 年度と令和 4 年度とで比較すると、50～59 歳の割合は 31% から 37% に、60 歳代の割合は 14% から 19% に増加している一方で、40～49 歳の割合は 33% から 29% に、30～39 歳の割合は 19% から 12% に減少している。このように、教員の半数以上の割合を占める 50・60 歳代が数年後に定年を迎えることが予測でき、大学教員の早期的な育成が社会的に喫緊の課題である。

【資料 1】 文部科学省 令和 5 年度指定学校概況報告 p. 2, 6

【資料 2】 一般社団法人日本看護系大学協議会・一般社団法人日本私立看護系大学協会「看護系大学（国公私立）教員数に関する調査結果」 p. 2

【資料 3】 2023 年度日本看護系大学協議会定時社員総会資料「看護系大学の現状と課題（文部科学省高等教育局医学教育課）」 p. 31

（3）滋賀県の保健医療の課題

滋賀県では「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進と地域包括ケアシステムの深化」を基本理念とした「滋賀県保健医療計画」を策定している。「第 7 次滋賀県保健医療計画」【資料 4】（平成 30 年 3 月策

定、令和4年9月中間見直し)において、「多様な医療ニーズに応じた看護を提供するために必要な看護職員を養成・確保するとともに、資質を向上しながら働き続けることができる環境づくりの促進」および「在宅医療福祉を担う質の高い看護職員の確保と多様化する医療ニーズに対応できる専門性の高い看護職員の育成」が取り組みの方向性として掲げられている。

具体的な施策としては、「専門性の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所の安定した運営を支援」すること、「看護師等養成所における充実した基礎教育を実施するため、養成所専任教員の資質向上や実習指導者の養成」に努めること、「医療施設から在宅療養へ移行する医療依存度の高い利用者が増加するなど多様化する医療ニーズに対応できるよう、看護職員の資質向上を支援」することが明記されており、地域社会として資質の高い看護職の養成が必要とされている。なお、令和6～11年度を対象とした「第8次滋賀県保健医療計画」の素案【資料5】が現在検討されているところであるが、資質の高い看護職の育成については引き続き取り組みに含まれる見込みである。

【資料4】 「第7次滋賀県保健医療計画」 第1部、第3部第4章

【資料5】 令和5年度第3回滋賀県医療審議会資料

「資料1－1 滋賀県保健医療計画（素案）の概要」

そのような中、滋賀県のジェネラリスト教育は、3大学、8専門学校、1准看護学校において看護師、および准看護師640人（入学定員）を毎年養成している。

しかし、厚生労働省が令和元年に公表した「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ」における需給推計では、滋賀県では令和7年までに709～2,097人の看護職員が不足すると推計されている。また、滋賀県においては医療人材の地域格差も課題となっている。滋賀県では、二次保健医療圏として7つの圏域（大津、湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西）を設定している【資料6】。

圏域別に令和4年度の人口10万人あたりの就業看護職員数を見ると、滋賀県の平均が1240.1人となっているのに対し、甲賀・東近江・湖東・湖西医療圏では平均に達していない。中でも、本学が位置する彦根市が属している湖東医療圏では、人口10万人あたりの看護職員数が1056.0人と最も少なくなっている。同じく圏域別に、専門性の高い認定看護師および専門看護師数を比較すると、滋賀県全体での認定看護師および専門看護師数が約300人となっている中、湖東医療圏では30人弱であり、約1割程度である。湖東・湖北・湖西医療圏を滋賀県北部、大津・湖南・甲賀・東近江医療圏を滋賀県南部と考えると、7割以上が南部に偏っており、大きな格差がある【資料7】。

一方、滋賀県においては、病院数・一般診療所数・病床数・医師数などの医療資源についても南部に偏っている状況であり、医療サービス提供体制に地域格差が生じている。入院患者の受療動向を見ると、湖東・湖西医療圏では5疾病（がん・脳血管障害・心疾患・糖尿病・精神疾患）のすべてにおいて圏域外への流出率が20%を超えており、地域包括ケアシステムを推進している中、医療を地域で完結できているとは言い切れない状

況である【資料8】。

さらに、滋賀県の高齢化率は全国平均より低いものの、これらの地域は30%を超え、前述した看護職員、認定看護師および専門看護師が不足している地域にある（図1）。

以上のことから、滋賀県における看護職および専門性の高い認定看護師・専門看護師の不足、地域格差の改善等の課題解決を行うための糸口を早急に見出す必要がある。

【資料6】 二次保健医療圏別 人口10万人あたりの就業看護職員数

【資料7】 二次保健医療圏別 認定看護師・専門看護師数

【資料8】 令和5年度第2回滋賀県医療審議会資料

「資料1－2 二次保健医療圏のあり方について」p.13-14

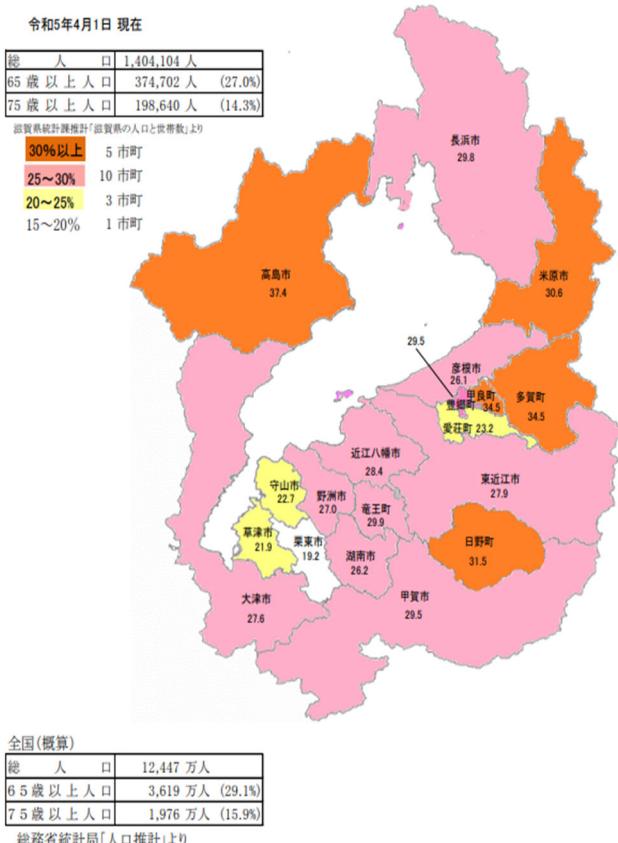


図1. 滋賀県の高齢化の状況

また、令和4年に厚生労働省が発表した滋賀県民の平均寿命は、男性82.73年（全国1位）、女性88.26年（全国2位）であり、滋賀県は健康長寿県である。高齢化が急速に進展する中、平均寿命を延ばすことに加えて、健康寿命を延伸することが求められており、滋賀県では「健康いきいき 21-健康しが推進プラン（以下、「健康しが」という。）」の取り組みを行っている。

しかし、令和4年度滋賀の健康・栄養マップ調査によると、男性の20歳代～60歳代の肥満の割合が年々増加傾向にあることや、野菜の摂取不足、食塩摂取量の増加等が問題視されており、生活習慣を整えていく必要性が示唆されている。

また、滋賀県においては女性の主観的健康寿命の低さ（76.59年、全国24位）も指摘されており、県民が自他ともに身体的・精神的・社会的にいきいきとその人らしく健康に生活していくための支援について、幅広い視点から引き続き検討していくことも必要である。さらに、県民の意識調査結果によると、約4割が「自宅での看取り」を望んでいるが、約8割が「病院」で死を迎えているという現状もある。

したがって、県民が少しでも長く自宅で心身ともに健康に生活することができ、その人らしく最期まで人生を全うできるための課題を見出し、解決していく必要がある。

(4) 設置の必要性

看護職を取り巻く課題、滋賀県の保健医療を取り巻く課題を解決するためには、滋賀県における看護職および専門性の高い認定看護師・専門看護師の不足、地域格差の改善等、社会の変化や滋賀県民のニーズを的確に捉え課題解決できる看護学教育・研究者の育成、県内の保健・医療・福祉各機関における管理的指導者としての高度看護専門職の育成を一貫して行う博士課程（前期・後期）の設置は必須である。

さらに、「滋賀県保健医療計画」における具体的施策である「質の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所（大学を含む）の安定した運営を支援」すること、「看護師等養成所における充実した基礎教育を実施するため、養成所専任教員の資質向上に取り組む」こととなり、目標としている滋賀県における看護職全体の資質向上につながる。

また、本学と県内の保健・医療・福祉各機関が連携して滋賀県民の健康課題を解決し、「健康しが」の取り組みの促進および県民の健康と安寧に貢献できると考えている。

(5) 本専攻（博士課程）設置の意義

新型コロナ感染症に対応する中、情報通信技術（ICT）・デジタル化が急速に進展し、国民の社会生活への活用も進んできた。情報工学や教育工学等の工学的視点や技術は、教育や研究の分野のみならず、社会の変化や地域のニーズへの迅速・的確な把握と対応のためにも必要不可欠と考えている。また、「滋賀県保健医療計画」においても、ICTの活用による限られた資源の効果的・効率的な連携・活用、ICTのさらなる利活用による県民の健康づくりの推進が挙げられている。

そのような中、滋賀県立大学には、地域課題解決に貢献するICT手法の研究開発とそれに資するICT高度人材育成を行う教育活動を行うことを目的として、地域ひと・モノ・未来情報研究センターが設置されている。これまでにICTに関する教育・研究活動を行ってきた本学工学部の有形・無形の資産を基盤としつつ、地域活性化の切り札としてスマート農業・スマート看護等に関する活動を推進するため、本学環境科学部・人間看護学部・人間文化学部の専任教員も参加し、共同で地域課題解決に向けて取り組んでいる。また、本学は令和3年度より「教教分離」を実施しており、人間看護・健康科学に関する学術の振興のみならず、総合大学の強みを活かした幅広い学習内容の提供や、研究への助言を受けることも可能である。

以上のことから、本学では総合大学の強みを活かした幅広い学習内容の提供、研究指導体制の確保によって、環境科学・先端工学・人間文化（栄養学等）等、幅広い視点から、学習・研究を深めることができるとともに、保健・医療・福祉における看護臨床的な視点から見出された滋賀県が抱える地域課題や県民の健康課題を的確に捉え、課題解決できる手法や研究能力を身につけることができる。

特に、本研究科博士前期課程において慢性疾患看護・在宅看護の専門看護師を養成し、博士後期課程に繋いでいくことによって、そういった学生が滋賀県で働きながら継続して研究することができるようになり、学生自らがとらえている滋賀県民の健康課題をさらに明確化し、実際の看護現場において課題解決に向けて継続して検証していくことが可能となる。

一方、本研究科修了生は、地域の様々な組織体のリーダーとして看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護職として活躍している。

また、本学部・研究科は、滋賀県立大学地域交流看護実践研究センターを併設し、地域の看護職員の資質向上に向けて、看護研究学習会（滋賀県看護協会協賛）、共同研究、講演会、公開講義など、県内看護職の卒後教育に取り組んできた。

一方、本学部・研究科は、附属病院を持たないため、実習施設は県内全域にわたる。そのため、実習期間中は、教員が各施設に出向き、臨床教授（准教授・講師）とともに教育に携わっている。

さらに、令和6年度に開始される滋賀県看護地域枠制度の導入（卒後6年間、県内施設で勤務）や本学が助成を受け全学的に取り組んでいる女子中高生理系進路選択支援プログラム等によって、将来的に滋賀県内の保健・医療・福祉各機関でリーダーとなる優秀な人材を獲得し育成していく予定である（図2）。

以上のことから、滋賀県の保健医療分野におけるリーダーとなる優秀な学生が卒業し、県内の看護職として活躍した後、臨床教授となって看護学生の指導にあたる。さらに、博士課程（前期・後期）に進み、より高度な専門的知識と実践、研究能力を備え、滋賀県の看護学教育・研究者、管理的指導者となることで、滋賀県内の看護の質の向上に寄与できる。

また、本学は滋賀県北部に位置しており、医療人材の少ない県湖東・湖西・湖北地域における看護学教育・実践・研究の活性化が図れると考えている。

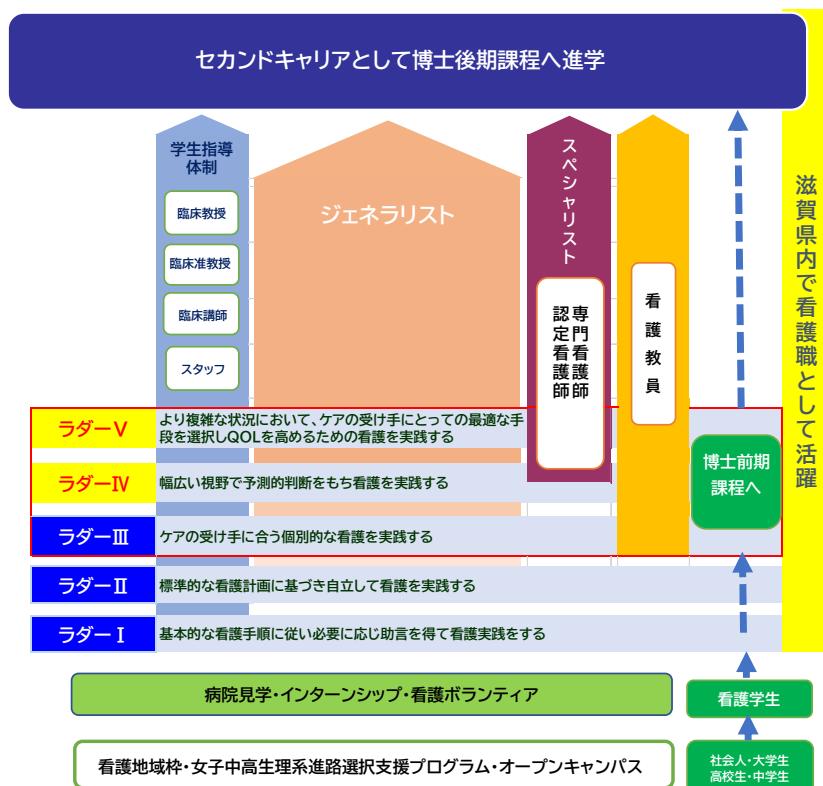


図2. 滋賀県の保健医療に貢献できる高度看護専門職の育成

(6) 教育研究上の理念および教育目的

ア 大学の理念・使命

滋賀県立大学は、学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的とする。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命とする。

イ 大学院人間看護学研究科の教育理念

滋賀県立大学大学院人間看護学研究科の教育理念は、少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあって、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門化していく看護学に要求される専門的知識と技術をもった人材を育成し、看護学の発展と人々の健康と安寧に寄与することである。

ウ 博士課程（前期・後期）の教育目的（人材育成の目標）

博士前期課程においては、多様なニーズを持って生きる人々を深く理解し、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護職の育成を目指している。

しかし、少子・超高齢化、健康へのニーズの多様化、健康問題の複雑化・長期化、さらに医療人材の不足および地域格差等のさまざまな保健医療を取り巻く課題を的確に捉え解決するため、博士後期課程ではさらに発展させ、より高度で専門性の高い看護学教育・研究者の育成、県内の保健・医療・福祉各機関における管理的指導者としての高度看護専門職の育成を目指す。

(7) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

人間看護学研究科博士前期課程における教育目的（人材育成の目標）を達成するため、下記のとおり、修了時において学生が身につけるべき能力としてディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。なお、所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

- A. 学際的・国際的な視野に立ち、生涯にわたって社会に貢献できる基礎的な力を備えている。
- B. 高度な専門的知識と卓越した技能を修得し、質の高い看護を実践できる。

- C. 社会のニーズに基づく研究課題を明確化し、創造的に解決する方策を探究する研究能力を身につけている。
- D. 看護専門職者として深い学識・高潔な倫理観・豊かな人間性を備え、総合的な判断力と調整能力を発揮して指導的役割を担える。

2 博士前期課程と令和7年度開設の博士後期課程との関係

本学博士前期課程では、多様なニーズを持って生きる人々を深く理解し、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護職の育成を目指し、研究コース（基盤看護学部門）においては、専門基礎、基礎看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の5領域、研究コース（生涯健康看護学部門）においては、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学の4領域、専門看護師育成コース（高度実践看護学部門）においては、慢性疾患看護分野、在宅看護分野の2領域、助産師育成コース（助産学部門）においては、助産学の1領域、合わせて3コース4部門12領域で構成している（図3）。

さらに、博士前期課程（修士課程）の上位に位置する博士後期課程は、生涯にわたり学際的・国際的な視野から人々の健康と安寧に貢献できる、質の高い看護学教育・研究者および保健・医療・福祉各機関における管理的指導者としての高度看護専門職の育成を目指し、基礎となる修士課程で目ざす看護職の育成から、さらに発展させたものである。

博士後期課程では、博士前期課程（修士課程）の12領域を統合再編し、2研究部門、9の専門領域を構成する。

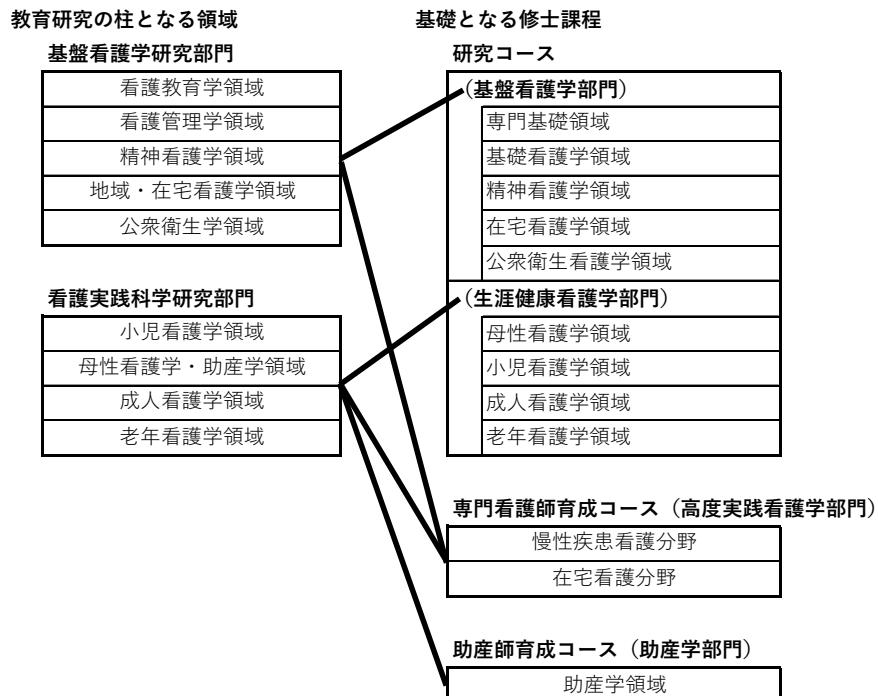


図3. 本学博士前期課程と令和7年度開設の博士後期課程の関係図

3 研究科・専攻等の名称および学位の名称

(1) 研究科の名称

人間看護学研究科

(英訳名称) Graduate School of Human Nursing

(2) 専攻の名称

人間看護学専攻

(英訳名称) Division of Human Nursing

(3) 課程の名称

博士前期課程

(英訳名称) Master's course

(4) 学位の名称

修士（看護学）

(英訳名称) Master of Nursing

4 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 教育課程の編成の考え方

人間看護学研究科博士前期課程では、教育研究上の理念および教育目的（人材育成の目標）を達成するために、研究コース（基盤看護学部門・生涯健康看護学部門）、専門看護師（CNS）育成コース（高度実践看護学部門）、助産師育成コース（助産学部門）を設置し、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に示す能力の修得ができる教育を行う。

本教育は、以下の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程を編成する。

- A. 学際的・国際的な視野に立ち、生涯にわたって社会に貢献できる知識を習得するため、「共通科目」を配置する。（CP-A）
- B. 高度な専門的知識と卓越した技能を修得するため、より高い専門性を学ぶ「専門科目」を配置する。（CP-B）
 - ①研究コースでは、各部門（基盤看護学部門・生涯健康看護学部門）の専門領域における看護学の専門性を探究していくために、専門領域ごとの専門科目として「特論・演習」を配置する。
 - ②専門看護師（CNS）育成コースでは、高度な実践能力をもち、指導的な役割を担える専門看護師を養成するため、日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程の専門科目（38 単位）を配置する。

③助産師育成コースでは、助産師国家試験の受験資格に必要な専門科目（31 単位）を配置する。

C. 社会のニーズに基づく研究課題を明確化し、創造的に解決する方策を探究する研究能力を身につけるため、研究コースおよび助産師育成コースには「特別研究」を、専門看護師(CNS)育成コースには「課題研究」を配置する。（CP-C）
ている。

D. 看護専門職者として深い学識・高潔な倫理観・豊かな人間性を育み、総合的な判断力と調整能力を発揮して指導的役割を担える力を養成するため、「共通科目」と「専門科目」を配置する。（CP-D）

なお、特別研究では、「看護学の新規な知見を含み、かつその内容が看護学の発展に貢献できる学術的な論文を作成する」という目標達成のため、専攻した専門領域等の研究指導教員、研究指導補助教員の指導のもと、個別的に研究を行う。修士論文を修業年限の2年間で完成させるためには計画的に取り組む必要がある。

[教育方法]

授業形態は、講義・演習とし、主体的・自律的な学習を推進するため、多様な学習方法の提供を行う。

[教育評価]

学習成果は、各授業における課題、プレゼンテーション、ディスカッション、研究成果等で総合的に評価する。

（2）教育課程の特色

博士前期課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、共通科目、専門科目の区分を設け、教育課程を構成する。

共通科目に配置する必修科目によって、看護学研究を行うために基礎となる研究能力や看護現象を読み解く能力、研究の基盤となる理論構築の力を高める。さらに、各看護専門職者としての能力を発揮し指導的役割を担える力を養成するための科目を配置している。また、各部門において、専門科目の特論・演習、各特別研究と関連し、発展していくカリキュラムである。

【共通科目】

共通科目は、必修科目2科目、選択科目11科目を配置している。必修科目である「看護理論」「看護研究方法論」は、修士論文を記載する上で基礎となる研究を遂行し、基盤となる理論構築の力を高めるために必須となる科目である。したがって、学際的・国際

的な視野をもち、生涯にわたって社会に貢献できる基礎的な能力を養う。さらに、社会のニーズに基づく研究課題を明確化し、創造的に解決する方策する探究する研究能力を身につけるための基盤となる能力を養う。

さらに、選択科目では、看護師・保健師・助産師、養護教諭、看護教員など、各看護専門職として指導的役割を担える力を養成するため、「看護政策論」「看護教育学」「看護管理学」「フィジカルアセスメント」「学校保健学」など11科目を配置し、それぞれの専門的視点から知識および方法論を学ぶ。

【専門科目】

専門科目は、高度な専門的知識と卓越した技能を修得し、質の高い看護を実践できる能力を養うため、基盤看護学部門・生涯健康看護学部門、高度実践看護学部門、助产学部門において、それぞれの専門領域の知識と技能を修得するための特論・演習など、必要な科目を配置している。

以下に各部門の特色を示す。

○基盤看護学部門（研究コース）

将来の看護学を先導する問題解決型の実践能力をもつ高度専門職者の育成を目指す。看護現場のトータルな実態を正確・適切に把握できる力を養うのみならず、看護科学の基礎的研究方法を修得する。また、社会における看護の役割・機能に基づき、個人・家族・集団に対して提供する看護技術の評価、開発から全人的ヘルスケアシステムの構築などをより発展させる能力の開発および看護実践現場における看護現象の理論的評価ならびに看護ケア技術のエビデンスの追求と看護介入方法の実証的・開発的教育研究を行う。

○生涯健康看護学部門（研究コース）

母子を含めた家族および女性への健康支援、小児期・成人期・老年期の病気を持つ人々への看護支援において、複雑な問題を解決できる高度専門職者の育成をめざし、対象となる人々とその家族の健康増進および継続的な療養・生活を支援する創造的な看護システムの開発のための教育研究を行う。

○高度実践看護学部門（専門看護師育成コース）

<慢性疾患看護分野>

慢性疾患が増加する現代社会において、人々が生活の営みの中で健康管理を続けられるよう、様々な側面から総合的に援助する高度専門職者の育成を目指す。慢性疾患の予防、慢性疾患を持つ人の理解と専門的支援方法、慢性疾患を持つ人に適用される制度・政策とその革新方策等を学び、新たなヘルスケアシステムの構築と慢性看護に活用できるケア技術の創造を実現するための方略を修得する。

＜在宅看護分野＞

在宅看護の対象となる療養者や家族の現状とニーズを捉え、人々の人権を尊重し、生活の質の向上に寄与できる高度な看護実践能力を養う。具体的には、倫理的判断・医学的判断に基づく的確なニーズの把握と支援、ケアマネジメント能力、コーディネーション、経営管理能力、研究能力を高め、先を見据えた在宅ケアシステムの構築に資する質の高い在宅看護実践能力を修得する。

*なお、実務経験5年（うち3年は慢性疾患看護学分野または在宅看護分野における実務経験であること）を有し、さらにこの課程修了後6か月の実務研修を積むことで、年1回実施される専門看護師認定審査を受けることができる。

○助産学部門（助産師育成コース）

すでに看護学の課程を修了している人を対象に、周産期における助産のエビデンスを追求し、専門的な判断と技術に基づいた安全な周産期ケアを提供できる専門職者の育成を目指す。また、高度な周産期母子医療に対応すべく、ハイリスク妊娠婦を含めたマタニティケア能力を育成する。2年間のカリキュラムは、ウィメンズヘルスの保持増進に向けて包括的・継続的に支援する能力や、リーダーシップ能力、研究能力を修得できるように系統的に編成されている。

*なお、修了後は、助産師国家試験の受験資格を得ることができる。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

（1）教育方法

ア 理論・研究成果に基づく授業の展開

科目担当教員は、個々の専門性に応じて授業に関連する諸理論、自己の研究成果を活用し、科学的根拠に基づく授業を展開する。

イ 事前・事後学修課題の明示

学生の自律性の育成および授業の実質化に向け、科目毎に事前・事後学修課題を設定し、シラバスに明示する。教員は、学生の事前・事後学修課題を前提とした授業を展開する。

ウ 評価基準の明示

評価の実質化に向け、各科目に成績評価の指標を設定し、シラバスに明示する。教員はシラバスに明示した指標に基づき、総括的に評価を行う。

エ 国内外の学会発表を行う体制の整備

指導教員は、学生が積極的に国内外の学会発表を行えるよう指導する。

オ 教育方法の特例

勉学意欲のある社会人が在職したまま就学できるよう、夜間に授業を行うなど教育方法の特例を導入する。これにより、研究成果をすみやかに現職の組織や地域に還元するための有機的なシステムを構築することを目指す。

(2) 履修指導の方法

1年次の入学時オリエンテーションおよび2年次の在学生オリエンテーションにおいて、科目の履修方法、単位取得方法の留意点、修士論文の指導方法、審査方法などを指導する。なお、入学時オリエンテーションと在学生オリエンテーションは合同で実施する。加えて、研究指導教員も適時的に履修指導を行う。

入学から修了までの標準的なスケジュール（博士前期課程履修指導および研究指導の方法・スケジュール）【資料9】、および履修モデル例【資料10】を以下に示す。

【資料9】人間看護学研究科博士前期課程履修指導および研究指導スケジュール

【資料10】人間看護学研究科博士前期課程履修モデル

(3) 研究指導の方法

本課程における研究指導は、研究指導教員1人および研究指導補助教員2人による複数指導体制とする。研究指導補助教員は、修士論文指導を担当できる教員および博士前期課程における科目を担当できる教員とする。ただし、研究指導補助教員は必要に応じて外部講師に依頼する場合がある。

研究指導教員は、学生の研究計画立案より、データ収集の計画と実施、解析と分析、考察から論文執筆に至るまで、研究全体の指導を行う。一方、研究指導補助教員は学生の研究計画立案より、データ収集の計画と実施、解析と分析、考察から論文執筆に至るまで、自身の研究領域の知見を踏まえて学生へ助言を与えるとともに、研究指導教員の指導を補助する。

学生は、大学院博士前期課程入学者選抜試験の出願前に、研究指導を希望する教授（研究指導教員）との面談を申し出なければならない。面談に応じる教授は、自己の専門性と学生の希望を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、研究指導を希望する教員の合意を得て出願する。入学後、研究指導教員は1年次の4月末日まで、研究指導補助教員は遅くとも1年次の6月末までに当該学生の指導に当たることを承諾し、研究科長に承諾書の提出をもって報告する。承諾書は、提出された翌月の研究科会議での議を経て承認され、研究指導教員、研究指導補助教員が決定する。

研究指導教員の指導のもと、第1に研究課題に関する国内外の文献検討、先行研究の吟味と評価を行い、研究課題の方向性を検討する。第2に研究課題の追究に必要となる研究手法を修得する。また、研究指導教員に加えて研究指導補助教員の指導を受けながら、引き続き研究手法の修得を行うとともに、研究課題の焦点化を行い、研究デザインを選定し、研究計画を立案する。研究計画完成後、「公立大学法人滋賀県立大学における

人を対象とした研究倫理審査専門委員会設置要綱】**【資料11】**に基づき「人を対象とした研究倫理審査委員会」に倫理審査申請書および研究計画書・必要書類を提出する。

その後、研究指導教員、研究指導補助教員の指導のもと、立案した研究計画に沿い研究を実施し、最終的に修士論文審査会において発表および最終試験を受審することができる。審査結果は、研究科会議の審議によって承認される。

【資料11】公立大学法人滋賀県立大学における人を対象とした研究倫理審査専門委員会設置要綱

(4) 修了要件

○基盤看護学・生涯健康看護学部門の博士前期課程修了要件

1. 2年以上在学すること（休学期間は在学期間に含めない）。
2. 30単位以上修得すること。
3. 修士論文を提出し、論文審査および最終試験に合格すること。

なお、必修12単位および選択科目18単位以上を修得していなければならない。

○高度実践看護学部門の博士前期課程修了要件

1. 2年以上在学すること（休学期間は在学期間に含めない）。
2. 40単位以上修得すること。
3. 課題研究論文を提出し、論文審査および最終試験に合格すること。

なお、必修科目30単位以上、選択科目10単位以上を修得していなければならない。

○助产学部門の博士前期課程修了要件

1. 2年以上在学すること（休学期間は在学期間に含めない）。
2. 61単位以上修得すること。
3. 修士論文を提出し、論文審査および最終試験に合格すること。

なお、助产学部門の必修科目および選択/必修科目の51単位を修得しなければならない。

*助産師育成コースを志願する者は、長期履修制度（注1）を利用できない。

*助産師育成コースでは、「大学院設置基準第14条（注2）」は適用されない。

注1：長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度である。

注2： 大学院設置基準第14条（昭和49年文部省令第28号抜粋）

第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（5）論文の審査および最終試験

本学は、作成、提出された博士論文の審査を行い、適当と認めた論文の提出者に対して修士（看護学）の学位の授与を行う。修士論文審査の申請並びに学位授与は、滋賀県立大学大学院学則、滋賀県立大学学位規程【資料12】に拠るものとする。

【資料12】公立大学法人滋賀県立大学学位規程

修士論文の審査要領を以下に示す。

1. 指導教員の決定

指導教員は、研究指導教員1名、研究指導補助教員1名または2名〔研究指導補助教員（1）、（2）〕とする。研究指導教員は指導体制を決定し、人間看護学研究科長に文書（別添4）を用いて報告する。研究指導教員は、当該部門（領域・分野）の教員、主たる指導教員は、当該部門（領域・分野）の教員、研究指導補助教員（1）は部同門（領域・分野）、研究指導補助教員（2）は部門を問わない。

2. 中間発表会

中間発表会を原則として年2回開催する。大学院生は、文書を人間看護学研究科長に提出して、在学中に必ず1回は中間発表会で研究計画の内容（構想および実施方法）と進捗状況を発表し助言を得る。

中間発表会で発表を行っていない者は学位申請の資格を失う。

3. 修士申請論文審査委員の決定

学位（修士）申請予定の学生を指導する研究指導教員は、期限内に論文審査委員候補者（主査1名、副査2名）を、文書を用いて人間看護学研究科長に報告する。なお、主査と副査（1）は、それぞれ研究指導教員、研究指導補助教員（1）と同一とする。副査（2）は研究指導補助教員（2）とは異なり、他部門の者とする。

4. 修士申請論文の提出

学位（修士）申請者は、期限内に人間看護学研究科長に学位申請書と以下のものを提出する。

人間看護学研究科長は、論文提出を確認後学位申請者に文書を渡し、審査委員会委員に修士論文および修士論文要旨を渡し審査を依頼する。

①学位（修士）申請書 1部

- ②修士論文 3部
③修士論文要旨 5部

5. 学位（修士）申請論文審査会

最終試験（口頭試問）に先立ち、学位（修士）申請者に修士申請論文審査会での発表を義務づける。

[発表時間]

発表時間は1人15分、質疑応答20分、計35分とする。

[審査会参加資格者]

人間看護学研究科に所属するすべての研究指導教員資格者、および研究指導補助教員資格者

[審査員]

すべての審査会参加資格者は、審査にあたる。特別な事情がない限り、すべての審査員に審査会への参加を義務づける。

[審査方法]

審査員は、次に掲げる評価項目（①～⑩）について、評価基準に基づき審査し、100点満点で総合評価を行う。結果は用紙に記載して会場の所定の場所に提出する。指導教員のもと学生の指導に使用して、研究指導教員が在籍中保管しその後破棄する。

（1）修士申請論文審査会評価項目

- ①文献レビューは適切か
- ②研究目的は適切か
- ③研究方法は適切か
- ④倫理的配慮は十分か
- ⑤結果は適切か
- ⑥考察は適切か
- ⑦新規性を有しているか
- ⑧学術的価値を有しているか
- ⑨一貫性は保持されているか
- ⑩報告、質疑応答は適切か

（2）修士申請論文審査会評価基準

大幅な修正が必要である	60点に満たない
	60点～69点
一部修正が必要である	70～79点
概ね修正の必要はないが、微細な修正が必要である	80～89点

る	
概ね修正の必要はないが、100点には満たない	90~99点
修正の必要はなく、優れている	100点

(3) 総合評価

上記の観点から、100点満点で評価する。

[審査会の運営]

所定の期日までに発表資料（修士論文要旨）を審査会参加者に配布する。

修士申請論審査会の運営にあたっては、各申請者の主査が司会にあたる。発表後は、要旨、および発表に対する質疑を審査委員会以外の審査員から行い、その後、審査委員会（副査・主査）が質疑を行う。

審査会の全体の運営は、教務委員会が行う。

6. 最終試験

修士申請論文審査会を終了した学生に、最終試験を義務づける。試験は審査委員会の委員により口頭で行う。試験では、修士論文の内容を審査するとともに、看護学に関する学識を問い合わせ、看護学の知識に基づいて看護を実践的・開発的に展開していく力を総合的に判定する。

なお、論文審査の内容は原則として以下のとおりとする。

- ① 研究内容が看護学の新規な知見を含み、その発展に貢献できる学術的価値を有しているか
- ② 問題意識から研究目的を定めるまでに充分吟味されているか
- ③ 文献レビューは適切になされているか
- ④ 研究目的を達成するための研究方法が吟味されているか
- ⑤ 研究方法は適切か（目的、対象、方法に適合性があるか）
- ⑥ 倫理的配慮は十分になされているか
- ⑦ 研究目的に沿った結果が導かれているか
- ⑧ 研究結果の分析および考察が十分になされているか
- ⑨ 修士申請論文審査会において、制限時間内にわかりやすく発表し質問にも的確に答えられたか
- ⑩ 論文は論理展開が明快であり、指定された書式に従って書かれているか

7. 修正論文の提出

最終試験の後、必要に応じて論文を修正し、期限内に人間看護学研究科長に文書と以下のものを提出する。

人間看護学研究科長は、修正論文の提出を確認後、学位申請者に文書を渡し、審査委員会に修正修士論文および修正修士論文要旨を渡し再度審査を依頼する。

尚、修正論文に題目の変更を伴う場合は、題目変更届も提出する。

- ① 修正論文提出書 1部
- ② 修正修士論文 3部
- ③ 修正修士論文要旨 5部
- ④ 特別研究論文・課題研究論文 題目変更届 1部 (必要時)

8. 修士論文の合否判定

審査委員長（主査）は、修士論文審査の結果報告書を期日までに人間看護学研究科長に提出する。

人間看護学研究科会議は、修士論文審査報告書をもとに修士論文の合否判定を行う。

修士論文の要旨は、1部控室、1部談話室の修士論文の要旨ファイルに保管する。

9. 学位授与の審議

修士論文の審査および最終試験の結果と、それ以外の大学院学則第23条に定める条件に基づいて、人間看護学研究科会議で学位授与を審議する。

10. 修士論文発表会

修士論文審査に合格した者による修士論文発表会を行う。大学院生が自主的に企画運営する。

6 基礎となる学部との関係

(1) 本学人間看護学部の特色

滋賀県立大学では、全国で初めて看護学部に「人間」を冠した「人間看護学部」を開設し、人が人として生きていくその生き方を支える看護のあり方を追求し、多面的な視野に立って人間と健康に関わる問題を解決し、地域に貢献できる看護職の育成を目指している。

この目標を達成するため、人間看護学部では4つの講座、9つの専門領域を構成している。各講座、専門領域の特色は以下のとおりである。

○基礎看護学講座

人間看護学の基盤となる理論や方法を追求する講座であり、専門基礎領域と基礎看護学領域から構成される。

<専門基礎領域>

看護学を学ぶために必要な知識（体の仕組みと機能、健康科学、病気の成り立ちと治療、薬理・薬物、心理など）を学ぶ。

＜基礎看護学領域＞

看護の基盤となる人間理解、問題解決能力を養い、人々の健康問題を具体的にサポートしていくための基礎的知識や技術を学ぶ。

○成育看護学講座

人間の成長発達に重点をおき、次世代を育んでいく人々や成長していく子どもの発達過程に応じた看護のあり方を追求する講座であり、母性看護学領域と小児看護学領域から構成される。

＜母性看護学領域＞

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、すべてのライフステージにある女性とその家族を中心とした人々を対象に、より高い健康レベルで生活が営めるように支援するための基礎的知識や技術を学ぶ。

＜小児看護学領域＞

子どもとその家族に対し、子どもの最善の利益を考えた看護について学ぶ。

○成熟看護学講座

人間として成熟した段階にある成人・老年期を対象に、人間を包括的連続的に捉え、あらゆる健康状態に対応する看護の在り方を追求する講座であり、成人看護学領域と老年看護学領域から構成される。

＜成人看護学領域＞

健康問題を抱えながら生きる「成人」に対する看護について、また終末期にある人との家族への看護について学ぶ。

＜老年看護学領域＞

高齢者がこれまで獲得してきた力と強さを再吟味し、生活の質が維持向上できるための支援方法に取り組んでいる。

○環境看護学講座

人と人、人と社会といった人間と環境との関係を中心に、全ての年代を対象に様々な地域・場で健康問題に関わる看護のあり方や、人間のこころ(精神)に関わる看護を追求する講座であり、公衆衛生看護学領域・在宅看護学領域と精神看護学領域から構成される。

＜公衆衛生看護学領域＞

地域で生活するあらゆるライフステージの人々を対象とする。それらの人々が健康を保持・増進し、安心して生活できることを目指し、「地域社会に働きかけていく看護」を実践するための知識と技術を学ぶ。

＜在宅看護学領域＞

人々が生活する地域・場の中で行われる在宅看護の知識や技術について学ぶ。

＜精神看護学領域＞

精神疾患・障がいをもつ対象への看護にくわえて、あらゆる状況にある対象への精神的支援や、こころの健康維持・増進に向けた支援の方法について幅広く学ぶ。また、看護者自身のこころの健康・ストレス対処等についても学習する。

(2) 人間看護学部と人間看護学研究科博士前期課程との関係

本学人間看護学研究科博士前期課程は、「多様なニーズを持って生きる人々を深く理解し、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護職の育成」を目指している。

基本となる研究コースでは、「基盤看護学部門」において、専門基礎、基礎看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の5領域、「生涯健康看護学部門」においては、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学の4領域で構成しており、人間看護学部における専門領域を土台にしている。

したがって、人間看護学部の上位に位置する博士前期課程は、人間看護学部が目ざす「人が人として生きていくその生き方を支える看護のあり方を追求し、多面的な視野に立って人間と健康に関わる問題を解決し、地域に貢献できる看護職の育成」から、さらに発展させたものとして位置づけている。このことにより、学部から博士前期課程へと一貫して教育研究を行うことが可能となるよう構成されている（図4）。

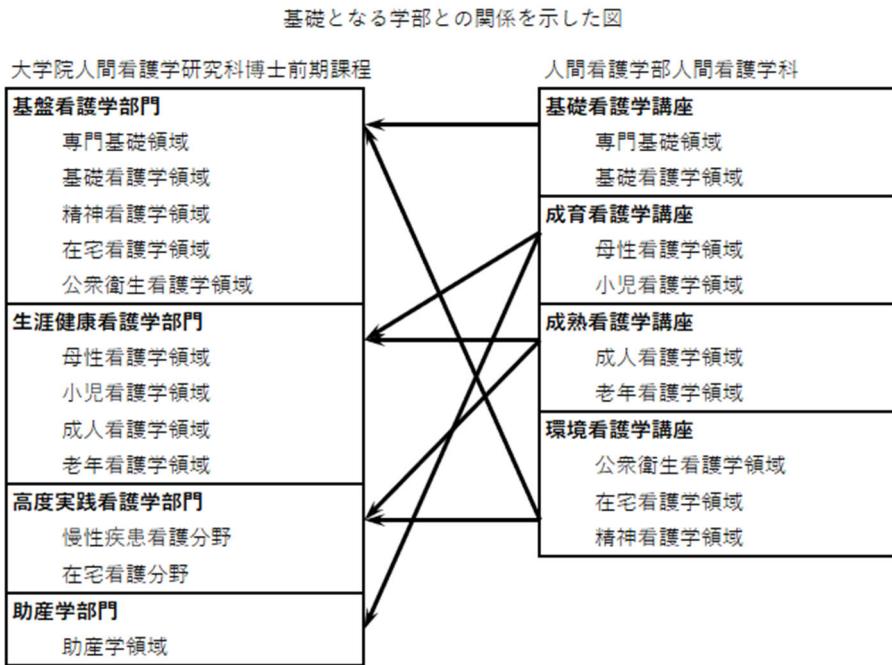


図 4. 基礎となる学部との関係を示した図

7 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限と長期履修

博士前期課程の修業年限は2年であるが、勉学意欲のある社会人が在職したまま就学できるよう、公立大学法人滋賀県立大学大学院長期履修規程【資料13】に基づき長期履修を導入している（助産師育成コースは除く）。長期履修を許可された者の修業年限は3年とする。また、夜間に授業を行うなど教育方法の特例を導入する。これにより、研究成果をすみやかに現職の組織や地域に還元するための有機的なシステムを構築することを目指す。

【資料13】公立大学法人滋賀県立大学大学院長期履修規程

(2) 履修指導および研究指導の方法

本研究科では、入学希望者は事前に自身の研究テーマと合致する研究指導教員と事前に面談することとしており、履修方法および研究指導についても指導教員から説明を行う。入学前から、説明することで、学生が在職したまま修業できるように努める。

(3) 授業の実施

学生確保の見通し等を記載した書類のニーズ調査結果においても、開設にあたって在職したまま学ぶための制度求める意見があり、長期履修や夜間・土曜日開講が必要とさ

れている。授業科目を18時以降の夜間に開講し、一部の授業科目については土曜日に開講することで、社会人が履修し易い時間割を設定する。また、定められた時間割で履修できない学生については、教員と学生間で調整し、授業開講日を設定する。

(4) 教員の負担の程度

博士課程の教育および研究指導を担当する専任教員は、主として裁量労働制を適用する職員であり、本課程の教育および研究指導についても、裁量労働制で当該業務に従事するものとするが、当該職員の健康および福祉を確保するために、以下2点の措置を講じ、当該教員の負担が著しいものとならないようとする。

ア 理事長は、出退勤時間記録システムにより、適用者の勤務時間の状況を把握する。

通常の勤務場所以外の勤務については、出張伺書および復命書により勤務時間の状況を把握する。

イ 前号の結果に基づき、理事長は、必要に応じて産業医の意見を聞くとともに、産業医が必要と認めるときには、定期健康診断とは別に健康診断を実施する。

(5) 図書館、情報処理室等の利用方法および学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

ア 図書館および情報処理演習室

本学は、文献資料の収集・提供を行う図書館と、コンピュータ・ネットワークの拠点である情報センターを統合した「図書情報センター」を完備している。3階建ての図書館には、個人で学習できる席や2~3人で学習できる多目的スペース、グループワークやディスカッションで会話をしながら学習できるグループ閲覧室など、様々なタイプの学習スペースを用意している。資料の検索や電子資料の閲覧、DVDの視聴、自習するためのデスクトップパソコンが16台、貸出ノートパソコンを10台整備している。無線LANも整備しているので、個人でノートパソコンを持ち込み、自由に学習することができる。視聴覚資料のための専用機器が3台あり、ブルーレイ・DVD・VHS・CD・カセットテープを視聴することができる。

図書情報センター内にある情報処理演習室は4室、またLL教室は2室で、室内に設置された332台のパソコンは、情報処理演習室の開室時間で、授業時間以外なら自由に利用できる。プリンターは各室2台ずつ、合計12台が稼働しており、開室中は部屋に設置されたパソコンから自由に使用できる。

図書館の入館および図書の貸出は、学生証を使用する。図書館の開館時間は授業期間中については、8時30分から20時00分。休業期間中については、9時00分から17時00分としている。年12回ほど土曜開館も行っている。年末年始や土日・祝日など休館日を設定しているため、図書館では学生を対象としたリモートアクセスサービスを行っており、事前登録後、自宅など学外からパソコンやスマホで学内ネットワークにアクセスし、学内ネットワーク限定の電子書籍や電子ジャーナル、データベースを利用することができる。またマイライブラリサービスの申込を行うと資料のリクエ

ストや予約、貸出延長、文献複写の申込を自宅のパソコンやスマホから行うことができる。

その他にも、人間看護学部棟に学部情報室があり、所属学部、研究科の学生は学生証をIDカードとして入室することができ、パソコンやプリンターを利用することができる他、施設、設備等の整備計画に記載する第2院生室の使用が可能である。

構内全体に無線LANが整備されており、学生は自分のIDを用いて、無線LANに接続することができる。

イ 食堂・売店等

福利厚生施設として、大学構内に滋賀県立大学生活協同組合の購買と3つの食堂を設置している。購買では書籍も取り扱っており、定期購読や取り寄せの対応もしている。食堂の1つは人間看護学部棟にある。また飲み物の自動販売機だけではなく、パンなどの自動販売機も設置し、食堂や購買の休業時にも対応している。

ウ 健康管理体制と必要な職員の配置

学生の健康管理のために年に1度、定期健康診断を受けることができる。構内には健康相談室があり、健康全般に関する相談に専門職員の看護師が対応している。地元開業医の内科医と精神科医を学医として委嘱しており、学生の健康管理を行っている。その他に学生相談室（カウンセリング室）も整備されており、臨床心理士による相談を実施している。

（6）入学者選抜の概要

在職したまま入学を希望する社会人の受験希望者とその他の受験希望者を区別なく、入学者選抜を実施する。

（7）大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況

博士課程の教育および研究指導は、社会人とその他の学生と区別なく本課程の専任教員が担当する。教員負担については、裁量労働制をとり、業務の遂行の手段および時間配分について、個人の裁量に委ねるものとし、当該職員の健康および福祉の確保に努める。また、本研究科では令和7年度博士課程（前期・後期）を設置するにあたり常勤教授1人および特任教授2人を新たに配置する。このことにより教育、研究の充実および教員の負担の緩和につながる。

8 取得可能な資格

養護教諭専修免許

本研究科では、養護教諭一種免許を取得済みもしくは養護教諭一種免許取得要件を満たす単位数を取得し、本研究科が指定する養護教諭専修免許に係る教科及び教科の指導法に

関する科目の内から必修科目と選択科目を 24 単位以上取得すると養護教諭専修免許を取得できる。

助産師国家試験受験資格

本研究科の助产学部門では、修了要件を充足する所定の授業科目を修得することにより助産師国家試験受験資格を取得できる。

慢性看護分野専門看護師認定試験受験資格

本研究科の高度実践看護学部門慢性疾患看護分野では、看護実務経験が 5 年以上あり、そのうちの 3 年以上は専門とする特定分野の経験であり、修了要件を充足する所定の授業科目を修得することにより、慢性看護分野専門看護師認定試験受験資格を取得できる。

在宅看護分野専門看護師認定試験受験資格

本研究科の高度実践看護学部門在宅看護分野では、看護実務経験が 5 年以上あり、そのうちの 3 年以上は専門とする特定分野の経験であり、修了要件を充足する所定の授業科目を修得し、慢性看護分野専門看護師認定試験受験資格を取得できる。

名称	資格区分	取得区分	備考
養護教諭専修免許	国家資格	資格取得	修了要件の他、教科及び教科の指導法に関する科目の内から必修科目と選択科目を 24 単位以上取得する
助産師国家試験受験資格	国家資格	受験資格	助产学部門において修了要件を充足する所定の授業科目を修得する
慢性看護分野専門看護師認定試験受験資格	民間資格	受験資格	実務経験かつ、高度実践看護学部門慢性疾患看護分野において修了要件を充足する所定の授業科目を修得する。
在宅看護分野専門看護師認定試験受験資格	民間資格	受験資格	実務経験かつ、高度実践看護学部門在宅看護分野において修了要件を充足する所定の授業科目を修得する。

9 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

人間看護学研究科博士前期課程では、多様なニーズを持って生きる人々を深く理解し

い、看護の専門性をより高度に幅広く展開できる、主体的・独創的な看護専門職者を育成する。この教育目標を達成するために、入学者に求める能力として、以下のアドミッション・ポリシーを定める。

AP1：大学卒業程度の教養や知識を修得できている人（知識・理解）

AP2：人間の生活と地域社会を支える看護学を深く理解し、他者と協働して看護学の創造を目指すことのできる人（表現力・協働性）

AP3：人間と人間の命に対する幅広い興味をもち、豊かな感性と人間性、基本的な倫理観を備えている人（関心・意欲、態度・倫理観）

AP4：高度化・専門化する看護を探求しようとする強い意欲をもち、国際的な視点からも看護を学ぼうとする人（思考力・判断力、関心・意欲）

（2）募集人員および出願資格

募集人員は、基盤看護学部門、生涯健康看護学部門、高度実践看護学部門において計4人、助产学部門4人、合計8人とする。

このうち、出願資格として、高度実践看護学部門では5年以上の看護実務経験（うち通算3年以上は専攻する専門分野における実務経験）がある者、助产学部門では入学時に看護師免許を有する女子としている。

（3）入学者の選考・選抜方法

入学者の選考は、学力検査（英語、専門科目）と個別面接（志望する専攻分野に関する研究計画書に基づく口頭試問など）の成績を総合して判定する。選抜の実施は、本研究科専任教員全員で行う。

なお、学力検査（外国語）については、TOEIC L&R 公開テストのスコアを用いる。

10 教育研究実施組織の編制の考え方および特色

（1）教員組織の編制

滋賀県立大学人間看護学部は専任教員37人（教授11人、准教授9人、講師16人、助手1人）を配置する。そのうち、博士前期課程の指導資格を有する専任教員は31人（教授13人、准教授8人、講師10人）であり、各専門領域における教育研究の指導を行う。さらに、令和7年度開設の博士後期課程では、専任教員15人（教授11人、准教授4人）が指導資格を有し、博士課程（前期・後期）において一貫した指導を行うことができる体制となっている。

以上のように、人間看護学部、人間看護学研究科へと連続的かつ一貫した教育研究し指導を行う体制としており、滋賀県における看護の質の向上および保健医療を取り巻く課題を解決するために、生涯にわたり学際的・国際的な視野から人々の健康と安寧に貢献できる、質の高い看護学教育・研究者および保健・医療・福祉各機関における管理的

指導者としての高度看護専門職を育成することを目指す。そのために必要な能力の修得を目指す各科目には、豊かな実践経験に基づき研究成果を産出し、看護教育・研究に必要な知識・技術を兼ね備えた教員を配置している。本研究科は、多様な背景を持つ教員から構成される組織の特徴を活かし、顕著な業績をもつ教授による個人指導、あるいは准教授との共同の授業を採用している。特別研究（論文）指導時には、複数指導体制で実施している。

また、大学院教育を担当していない若手教員に対しては、学位取得、研究業績、大学院の教育研究指導業績を積むといった教育研究者としてのキャリア形成を積極的に支援する体制を構築するとともに、F D研修を充実させ教育研究力の向上を図る。

また、人間看護学研究科博士前期課程の指導資格を有する専任教員のうち、博士の学位取得者4人および取得予定者が9人であることから、当該教員が経験を積み、段階的に博士後期課程の教育および研究指導を担当することができるよう育成し、博士課程（前期・後期）の教育を継続して実施する体制を構成する。

（2）教員の年齢構成

博士前期課程の教員は、教授13人、准教授8人、講師11人の計32人の専任教員で構成され、設置年度（令和7年度）の年齢構成は、60歳代7人、50歳代13人、40歳代9人、30代3人である。完成年度（令和8年度）を迎えると、60歳代12人、50歳代8人、40歳代9人、30代2人となり、経験豊かな教員が質の高い教育を行うことが可能な年齢構成となる。「公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則」【資料14】において、教員の定年は65歳となっている。完成年度までに定年に達する者は2人であるが、別途規定に基づき、完成年度まで専任教員として在職する。また、完成年度後の教員組織の編制を見込み計画的に後任の補充を図る。大学院教育を担当していない若手教員に対しては、学位取得、研究業績、大学院の教育研究指導業績を積むといった教育研究者としてのキャリア形成を積極的に支援する体制を構築するとともに、F D研修を充実させ教育研究力の向上を図る。

【資料14】 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則

11 研究の実施についての考え方および体制、取り組み

（1）産学連携センター

本学では、産官学連携の拠点施設として産学連携センターを設置し、URAを配置している。本センターでは、大学と産業界等との交流により企業の研究開発を支援するとともに、本学の教育研究活動の推進に寄与することを目的に、大学の知的資源と企業ニーズのコーディネーターとして、企業等からの科学技術等の相談、共同研究および受託研究による研究シーズの提供等を行っている。

（2）地域ひと・モノ・未来情報研究センター

本学では、地域ひと・モノ・未来情報研究センターを設置し、地域課題をＩＣＴで解決する研究活動を行っている。特に農業・看護・観光・ファクトリーを主要な応用分野として選定し、その中でも看護現場・看護教育における課題解決を図る「スマート看護」は、滋賀県が推進する「健康しが」の趣旨にも合致する重要な取組テーマとしてとらえ、積極的な研究推進に繋げている。例えばバーチャルリアリティを使った看護教育システムの構築などを行い、研究・教育の質や効率の向上に貢献している。

（3）地域交流看護実践研究センター

学部付属施設として地域交流看護実践研究センターを設置している。地域交流看護実践研究センターは県内の看護関係者と滋賀県立大学との交流・連携を深め、地域での看護研究課題とその解決方策を探究し、大学での学術研究の一層の充実を図るとともに、県内看護職者の資質の向上に寄与することを目的としており、共同研究や研修会の開催を行っている。

（4）研究支援、教育研修体制

本学では地域連携・研究支援課において研究助成金獲得面での支援を行っている。支援の一環として、研究者支援セミナーでは研究計画書に記載すべき情報整理の方法、科研費講演会では科研費採択経験の多い教員や審査委員経験のある教員を講師とした講演など、研究助成金獲得に資する研修会の開催を行っている。また、学術研究交流会では学内の研究成果を発表し、研究者の情報共有、意見交換の場を提供している。

また、本研究科では人間看護学部教員のニーズに合わせた研究支援を行っている。FD・学術研究委員会では看護研究に関する質向上と国際化に関する研修を行っており、英語論文の投稿に関する研修会などを開催している。

12 施設・設備の整備計画

（1）大学院学生の研究室（自習室）等の考え方、整備計画

大学院生のための研究室として、人間看護学部棟2階の2室を整備する。第1院生室は博士前期課程、第2院生室は博士後期課程の学生が使用する。大学院生室には、大学内LANと無線LANを整備し、図書館の蔵書検索や医中誌データベースの利用が可能な学内サイトへのアクセスを可能なほか、インターネットにアクセスできる環境を整備する。また、パソコンやプリンター等の定期的な備品の設置、院生数分の椅子、机、書棚についても整備されている。【資料15】。

【資料15】 第1院生室 見取図

(2) 図書館

本学は3階建ての図書情報センターが1棟あり、図書館は、閲覧席277席のうち、3階書架の傍に自習席を設けるだけではなく、1階書庫に10室の個室を設けているほか、2階には1席ずつ仕切られた個別席を設けている。7～8人でグループディスカッションを行う利用者のために、グループ閲覧室が2室あり、他にも2～3人で利用する場合のコーナーも整備している。図書情報センター全体で蔵書は、図書資料が415,618冊（うち外国書67,821冊）、学術雑誌が2,090種（うち外国書748種）、および電子図書が818冊、電子ジャーナルが1,729種（うち外国書63種）を備えている。図書館内では、備え付けのデスクトップパソコンや館内限定貸出ノートパソコンを使用して、自習を行うことができる。プリンターも備えているので、資料の印刷も可能である。またコピー機も図書館内に3台整備されている。教員や本学学生のサービスとして、事前に登録を行うと、自宅など学外からも蔵書や文献データベースの検索を行うことができ、一部電子図書、電子ジャーナルの閲覧も可能である（主な看護系ジャーナルリスト）【資料16】。

他にも学外から図書のリクエスト、文献複写の申込も可能である。図書館内では、無線LANが整備されているので、学生は自分の端末を持ち込むことも可能となっている。

図書情報センター内には、情報関連授業も行われる情報処理演習室が4室、主に語学授業に使用するLL教室が2室整備しており、6室で332台の端末、各部屋2台のプリンターが設置されている。閉室時期を設定しているが、開室時間帯で授業が無い時は、学生が自由に使用できる。

【資料16】 主な看護系ジャーナルリスト

13 管理運営

本学では、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究評議会を置いている。また、人間看護学研究科の教育研究に関する重要事項は人間看護学研究科会議にて審議する。

(1) 教育研究評議会

教育研究評議会は、公立大学法人滋賀県立大学定款第22条および公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会規程【資料17】に基づき、設置・運営されている。教育研究評議会の構成員は、①学長となる理事長（以下、この節において「理事長」という。）、②副理事長、③理事長が指名する理事、④学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち理事長が指名する者、⑤教育研究評議会が定めるところにより理事長が指名する職員、⑥法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識のあるもののうちから教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するものである。理事長が議長を務めており、本研究科を代表して研究科長が出席している。

また、教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- ・中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ・中期計画および年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ・学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程等の制定または改廃に関する事項
- ・教員人事に関する事項
- ・教育課程の編成方針に関する事項
- ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ・学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- ・教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

（2）人間看護学研究科会議

研究科会議は、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第10条および公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科会議規程に基づき、設置・運営されている。さらに、人間看護学研究科会議については、滋賀県立大学人間看護学研究科会議内規【資料18】に基づいて運営を行っている。

人間看護学研究科会議は、人間看護学研究科内の専任の教授をもって構成し、研究科に関する次に掲げる事項を審議する。

- ・教育課程（全学共通教育に係るものを除く。）の編成に関する事項
- ・学生の厚生補導に関する事項
- ・学生の入学、退学、転学、留学、休学、修了その他学生の身分に関する事項および学位の授与に関する事項
- ・その他教育研究に関する重要事項

【資料17】 公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会規程

【資料18】 滋賀県立大学大学院人間看護学研究科会議内規

14 自己点検・評価

教育・研究等の質を保証し向上させるため、自己点検・評価の責任組織として公立大学法人滋賀県立大学内部質保証推進委員会を設置する。また、学部・研究科ごとに点検および評価を行うため、人間看護学部内部質保証推進実施委員会を設置する。

人間看護学部内部質保証推進実施委員会は、人間看護学部長および人間看護学部教授で構成する。なお、この委員会で人間看護学研究科の点検・評価も行う。

15 認証評価

本学は、令和2年度に「一般財団法人 大学教育質保証・評価センター」が実施する大学機関別認証評価を受審し、大学教育質保証・評価センターが定める大学評価基準を満たしていると評価を受けた。

詳細については、以下のURLを参照。

<https://shigaunvprd.powercms.hosting/campus/joho/hyouka/>

16 情報の公表

学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2により、教育研究の成果の普及および活用の促進に資するため、滋賀県立大学の教育研究活動の状況を公表する。本学では、大学のホームページの公開、大学案内誌「キャンパスガイド」、また学部や研究科独自の印刷物を発行し、教育研究の成果および入試情報や地域貢献活動などの情報を積極的に公開している。

人間看護学部人間看護学科や人間看護学研究科博士前期課程についての情報は、大学のホームページだけではなく、人間看護学部独自のホームページを作成し、在校生の学びの支援だけではなく、看護職を目指すさまざまな受験生のために、受験案内、キャンパスライフ、カリキュラム、取得可能資格、卒業後の進路、国際交流など様々な情報を公開している。

本学にはその他にも地域交流看護実践研究センターがあり、センターのホームページを別途、公開している。地域交流看護実践研究センターは、看護職者への研究支援、研修会や学習会の開催、共同研究、地域への情報配信を行うなど、地域の看護職者と滋賀県立大学の交流・連携を深め、学生や受験生だけではなく、広く社会に情報を公開している。

本学の教育研究の公表についての主な項目を以下に記す。また、博士後期課程に関する情報についても、今後、各種情報を追加し、積極的に発信する。

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

ア 大学概要

<https://www.usp.ac.jp/campus/gaiyo/>

イ 大学の理念と目的

<https://www.usp.ac.jp/campus/rinen/>

ウ 3つの方針（入学者受入・教育課程・学位授与）

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/edu/policy/>

エ 人間看護学部の人材養成目的と3つの方針

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/gakubu/policy/>

オ 人間看護学研究科の人材養成目的と3つの方針

https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/in/policy_nursing/

（2）教育研究上の基本組織に関すること

大学組織図

<https://www.usp.ac.jp/campus/soshiki/>

（3）教員情報に関すること

ア 教員の数

<https://www.usp.ac.jp/campus/base/kyoshokuinsu/>

イ 各教員が有する学位および業績について

知のリソース（研究者総覧）

https://db.spins.usp.ac.jp/html/home_ja.html

（4）入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

ア 大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

https://www.usp.ac.jp/nyushi/senbatsuyoukou/admission_policyyuugakusya/

イ 人間看護学部看護学科入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

https://www.usp.ac.jp/nyushi/senbatsuyoukou/admission_policyyuugakusya/admission_policyyuugakusya-4/

ウ 人間看護学研究科入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/in/policy_nursing/

エ 入学者の数、収容定員および在学する学生の数

・入学者数（学部）

https://www.usp.ac.jp/nyushi/items/R05_B_nyushi_gaiyo_1.pdf

- ・入学者数（大学院 修士、博士前期課程）

https://www.usp.ac.jp/nyushi/items/R05_M_nyushi_gaiyo.pdf

- ・収容定員および在学する学生の数

<https://www.usp.ac.jp/campus/base/gakuseisu/>

オ 卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数の状況

<https://www.usp.ac.jp/shushoku/items/5cc77761acc388e8889f51faaa889d08.pdf>

（5）授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関するこ

ア カリキュラム・ポリシー

- ・人間看護学科

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/gakubu/policy/#c>

- ・人間看護学研究科

https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/in/policy_nursing/#c

イ 履修の手引

- ・学部・新入生

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/edu/items/283dd118b477d599d0f85fa0ba470ff8.pdf>

- ・学部・在学生

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/edu/items/8eb72355fb70967f23d7ce2ea50ae05c.pdf>

- ・大学院

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/edu/items/7da7ec46d79058761d13fb465929a906.pdf>

（6）学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関するこ

ア ディプロマ・ポリシー

- ・人間看護学科

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/gakubu/policy/#d>

- ・人間看護学研究科

https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/in/policy_nursing/#d

イ 卒業または修了の認定に当たっての基準

- ・人間看護学科

<https://www.usp.ac.jp/campus/items/26e4f20a779b6eedf1186e8f1e260954.pdf>

- ・人間看護学研究科

https://www.usp.ac.jp/user/filer_public/0a/2e/0a2e22f0-28ac-46ac-87db-5dda16e047df/daigakuin_gakusoku_030401.pdf

(7) 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ア 校地・校舎等の施設および設備

<https://www.usp.ac.jp/campus/base/tochitatemono/>

イ 学生の教育研究環境に関すること

- ・図書情報センター

<https://www.usp.ac.jp/campus/centers/tosh/>

- ・地域共生センター

<https://www.usp.ac.jp/campus/centers/chiikicyosa/>

- ・地域ひと・モノ・未来情報研究センター

<https://www.usp.ac.jp/campus/centers/ict-center/>

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

<https://www.usp.ac.jp/nyushi/senbatsuyoukou/nyugakuryou/>

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

ア 大学が行う学生の修学、進路選択に係る支援

- ・授業料および減免制度

<https://www.usp.ac.jp/life/jugyoryo/>

- ・奨学金制度

<https://www.usp.ac.jp/life/shogakukin/>

イ 心身の健康等に係る支援

- ・健康管理

<https://www.usp.ac.jp/life/kenkan/>

- ・学生生活相談
<https://www.usp.ac.jp/life/sodan/>

(10) 学位論文に係る評価に当たっての基準

- 履修の手引（大学院）
<https://www.usp.ac.jp/gakubu/edu/items/7da7ec46d79058761d13fb465929a906.pdf>

(11) その他

- ア 教育プログラムの特徴・本学の特色ある取組みについて

- ・地域教育プログラム

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/tiiki/>

- ・地域交流看護実践研究センター

https://www.nurse.usp.ac.jp/shiga_u_kango/

- ・近江楽座（学生地域活動プログラム）

<https://ohmirakuza.net/>

- イ 大学案内

https://www.dpam.com/usp/2312108/index.html?tm=1#target/page_no=1

- ウ 人間看護学科ホームページ

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/gakubu/jinkan/>

- エ 人間看護学研究科ホームページ

<https://www.usp.ac.jp/gakubu/nursing/in/>

17 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本研究科では教員の教育能力や資質の開発を図るファカルティデベロップメント(FD)活動の推進および研究活動の推進のためFD・学術推進委員会を組織している。この委員会では平成21年度から「看護学教育・看護研究の質向上」をメインテーマとし、以下の取組区分に基づき看護学部教員へ向けた研修会を年5回程度実施している。

- ・看護教育力向上のための取組
- ・看護学実習指導力の質を担保する取組

- ・国際的看護研究学会発表を進めるための取組
- ・看護研究力向上を図るための取組
- ・人権に関する学習